



国保

こんなときは必ず

14日以内

に届出を!



|                     | こんなとき                                  | 手続きに必要なもの                                    |
|---------------------|--|--|
| 国保に加入するとき           | 他の市町村から転入してきたとき。                       | 印かん、転出証明書                                    |
|                     | 職場の健康保険をやめたとき。<br>または、扶養家族からはずれたとき。    | 印かん、社会保険離脱証明書                                |
|                     | 子どもが生まれたとき。                            | 印かん、母子健康手帳                                   |
|                     | 生活保護を受けなくなったとき。                        | 印かん、保護廃止決定通知書                                |
|                     | 外国人住民で住民票が作成されたとき。<br>(在留期間が3か月を超える等)。 | 印かん、特別永住者証明書または<br>在留カード(外国人登録証明書)、パスポート     |
| 国保をやめるとき            | 他の市町村に転出するとき。                          | 印かん、世帯全員の保険証                                 |
|                     | 職場の健康保険に入ったとき。<br>または、扶養家族になったとき。      | 印かん、国民健康保険証、<br>加入した職場の健康保険証                 |
|                     | 死亡したとき。                                | 印かん、保険証                                      |
|                     | 生活保護を受けるようになったとき。                      | 印かん、保険証、保護開始決定通知書                            |
|                     | 外国人の加入資格がなくなったとき。                      | 印かん、保険証、特別永住者証明書または<br>在留カード(外国人登録証明書)、パスポート |
| その他のとき              | 同じ市町村内で住所が変わったとき。                      | 印かん、世帯全員の保険証                                 |
|                     | 世帯主が変わったとき。                            |  |
|                     | 世帯が分かれたときや一緒になったとき。                    | 印かん、保険証                                      |
|                     | 氏名が変わったとき。                             |  |
|                     | 修学のため別に住所を定めるとき。                       | 印かん、保険証、在学証明書等                               |
| 保険証を紛失したり破損したりしたとき。 | 印かん、身分を証明するもの、破損した保険証                  |  |

(注1) 上記手続きには「マイナンバーカード(個人番号カード)」(もしくは「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要となります。  
また、年金手帳が必要となる場合がありますので、併せて持参してください。

(注2) 外国人住民については、住民票が作成されていない人でも国保に加入する場合があります。詳しくは、市町村国保担当にお問い合わせください。